

官民連携の推進について

公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の 導入に向けた課題について

コンセッション事業に関する水道分野の状況

○「日本再興戦略2016 ―第4次産業革命に向けて―」(平成28年6月2日閣議決定)を始めとする閣議決定文書等において、水道分野においてコンセッション事業を推進することとされている。

※水道事業は、人口減少等による料金収入の減少や施設の老朽化対策、人材の確保が急務。



水道事業の運営基盤の強化は最重要の課題であり、事業の効率性を向上させる観点から、広域連携の推進とともに、官民連携を促進し、民間事業者が有する技術力や経営ノウハウをうまく活用していくことが重要。

コンセッション制度についても、業務委託等とともに、官民連携の選択肢の一つとして検討・活用され、民間の経営原理の導入を通じて、厳しい財政状況の下での効果的・効率的な水道事業等の運営につながることを期待されている。

○一方、「PPP／PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)」においても、「平成26年度から平成28年度までの集中期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする」とされているものの、必ずしも水道事業においては、その具体化が進んでいる状況とはいえない。

(※)現状:空港7/6件、**水道2/6件**、下水道4/6件、道路1/1件

○この理由としては、リスク面での不安や水道事業継続性への不安等が挙げられている。

○引き続き、厚生労働省としては、関係者の声に耳を傾けながら、コンセッション事業の活用を希望する地方公共団体が議会や住民の意向を踏まえつつ具体化を進められるよう、必要な措置を精査していく。

コンセッション事業の重点分野の進捗状況

平成28年7月22日時点
(※)内閣府PFI推進室作成資料

空港

但馬空港	平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。	7件
関西国際空港 大阪国際空港	平成26年7月に実施方針を公表。平成27年12月にオリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアムの新会社(SPC)と実施契約を締結。平成28年4月に事業を開始し、運営事業を実施中。	
仙台空港	平成26年4月に実施方針を公表。平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社(SPC)と実施契約を締結。平成28年7月に事業を開始し、運営事業を実施中。	
高松空港	平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月に実施方針を公表。	
神戸空港	平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月に実施方針の条例案が議会で可決。	
静岡空港	平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年5月からマーケットサウンディングを実施。	
福岡空港	平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月からマーケットサウンディングを実施。	

水道

大阪市水道	平成30年4月の事業開始に向け、平成26年11月に実施方針案を公表(平成27年8月に改訂)。	2件
奈良市水道	平成29年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。	

下水道

浜松市下水道	平成30年4月の事業開始に向け、平成28年5月に募集要項を公表。	4件
大阪市下水道	平成27年2月に「大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針(案)」を公表しコンセッションの導入に向けた具体的な検討を開始。平成28年7月1日に新会社を設立。	
奈良市下水道	平成29年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。	
三浦市下水道	平成30年4月の事業開始に向け、平成29年1月頃に実施方針を公表予定。	

道路

愛知県道路公社	地方道路公社の有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。平成28年10月の事業開始に向け、平成28年6月に優先交渉権者(代表企業:前田建設工業株式会社)を決定。	1件
---------	---	----

集中強化期間内におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の進捗状況

(1)大阪市

- 大阪市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた取組を継続中。
 - ・ 本年2月市議会において、条例改正案を再提出。しかし、**経営形態の見直しに慎重な意見が多く**、本年3月29日に本条例案は継続審査。

(2)奈良市

- 奈良市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省による官民連携等基盤強化支援事業として、奈良市の検討業務を支援。
 - ・ 本年3月市議会において、条例制定案を提出。しかし、**議会及び市民への説明が唐突であるなど**の理由で、本年3月25日に本条例案は否決。

(3)広島県

- 広島県では、水道事業でのコンセッション方式を含む官民連携の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用。
 - ・ 平成28年1月に、「県営水道事業における公共施設等運営権活用検討調査報告書」を公表。
(3月25日の産業競争力会議 第37回実行実現点検会合にて検討結果を報告)

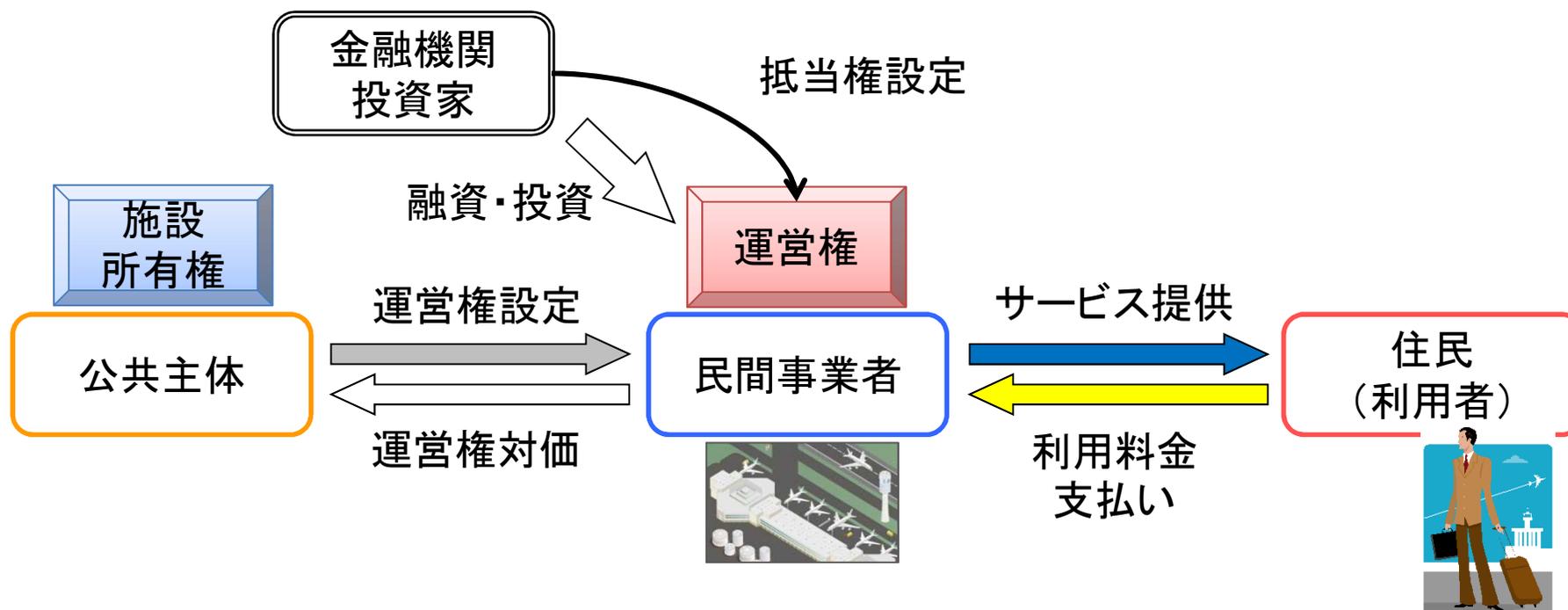
(4)その他の自治体

- 厚生労働省では、以下の事業を平成27年度から開始。各自治体が、コンセッション方式を含めた官民連携を進めるための検討など、具体的な案件形成に向けた取組を円滑に進めていけるよう支援を実施。
 - ・ 水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業。
(生活基盤施設耐震化等交付金、交付率1/3、実施主体:地方公共団体)
⇒ 3事業体(広島県を含む)において、検討が進行中。
 - ・ 官民連携の検討を促進させることを目的として、コンサルタントによる助言等を実施。
(官民連携等基盤強化支援事業費、実施主体:国)
⇒ 2事業体(奈良市を含む)において、検討が進行中。
- 引き続き、上記支援を進めるとともに自治体への個別の働きかけを強化する等により検討対象自治体の増加を図るべく努力(水道事業においては官民連携の裾野を拡げることが重要であり、厚生科学審議会の専門委員会でも官民連携の推進についても検討)。

コンセッション方式

(※)内閣府PFI推進室作成資料

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)(概要)

(※)内閣府PFI推進室作成資料

改定のポイント

- ・平成25、26年度の実績をフォローアップし、**新たな事業規模目標**を設定
- ・コンセッション事業等の**重点分野**に**文教施設**及び**公営住宅**を追加
- ・**時間軸**を定め、**担当府省**を明確にした**具体的施策**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間) ← 現行目標は10～12兆円
 (コンセッション事業:7兆円、収益型事業:5兆円、公的不動産利活用事業:4兆円、その他の事業:5兆円)

PPP/PFI推進のための施策

(1)コンセッション事業の推進

- コンセッション事業**の具体化のため、**3年間の集中強化期間の重点分野**及び**目標**の設定
 - ・同事業に発展し得る事業類型を含めた目標設定
 - ・複数施設の運営を一括して事業化する「**バンドリング**」の推進
 - ・コンセッション事業推進の**ディスインセンティブ**となる制度上の問題の解消
- 将来的にコンセッション事業に発展し得る**収益型事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で実施**を目指す

(2)実効ある優先的検討の推進

- 優先的検討規程の策定と的確な運用
 - ・平成28年度末までに、**全ての人口20万人以上の地方公共団体**等において**優先的検討規程**を策定
 - ・実効ある運用のための手引の策定や支援事業の実施
 - ・運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
 - ・上下水道の重点分野における優先的検討の参考となるガイドラインの策定
- 公的不動産利活用事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度**の実施を目指す

(3)地域のPPP/PFI力の強化

- 地域プラットフォーム**を通じた案件形成の推進
 - ・平成30年度末までに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で**地域プラットフォーム**を**47以上**形成
 - ・地域プラットフォームを活用した**民間提案の仕組み**の検討
 - ・案件形成につながる継続的な運営を前提とした地域プラットフォームの形成支援
 - ・モデル事例等をまとめた運用マニュアルの作成
- PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件】**水道【6件】**、下水道【6件】、道路【1件】(平成26～28年度)
 文教施設【3件】(平成28～30年度)
 公営住宅※【6件】(平成28～30年度) ※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

▶▶▶ **新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制** → **経済財政一体改革への貢献**
 2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与

日本再興戦略2016 一第4次産業革命に向けて一（抄）

（成長戦略：平成28年6月2日閣議決定）

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

2. 未来投資に向けた制度改革

2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）

《KPI》「10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」

⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、約2.4兆円（2016年3月時点の数値）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

- ・ 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。



水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業に加え、平成28年度第2次補正予算案において、水道事業におけるコンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用について、生活基盤施設耐震化等交付金により事業費の一部を交付する内容やコンセッション事業等導入の前提となるデューデリジェンス（資産評価）、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援する内容を盛り込んでいる。

コンセッション事業等のPPP/PFIの積極的な活用

(※)内閣府PFI推進室
作成資料

事業概要・目的

- 本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっている上下水道にコンセッション事業※1（PFI）を導入することが重要。
- このため、先行案件を組成するための強力な政策的インセンティブを講じることが必要。これにより、コンセッション事業の具体化目標の達成を図るとともに経済財政一体改革へ貢献。
- コンセッション事業等導入の前提となるデューデリジェンス（資産評価）、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援。

※1 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる事業。

未来への投資を実現する経済対策（平成28.8.2閣議決定）

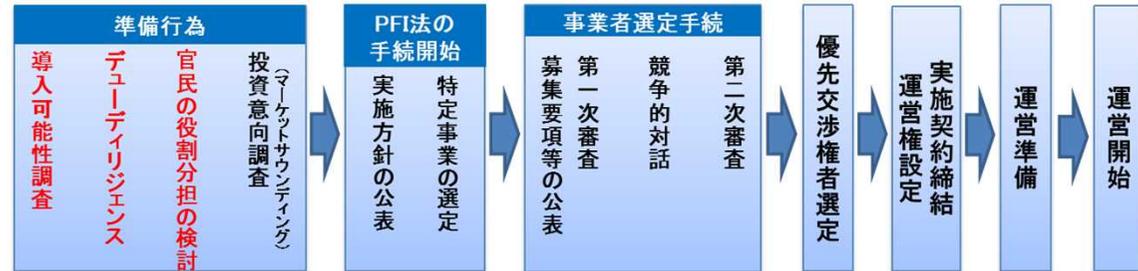
- Ⅲ. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援
 - (3) 地方創生の推進
 - ③PPP/PFIの積極的活用
 - インフラ整備の手法として、民間資金等活用事業推進機構も活用しながら、公共施設等運営権方式等のPPP/PFIの積極的な活用を図る。

期待される効果

- 新たなビジネス機会の拡大、公的負担の抑制
 - 経済財政一体改革への貢献（2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与）
 - コンセッション事業等の具体化目標の達成に寄与（空港7/6件、水道2/6件、下水道4/6件、道路1/1件（平成26～28年度））
（文教施設3件、公営住宅6件※2（平成28～30年度））
- ※2 収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

事業イメージ・支援内容

【コンセッション事業の検討プロセス（例）】



共通

- 導入可能性調査
 - ・対象者：上下水道コンセッション事業等を検討している地方公共団体
 - ・対象経費：コスト削減効果や収入増加効果等を算出 等
- デューデリジェンス（資産評価）、官民の役割分担の検討
 - ・対象者：上下水道コンセッション事業を検討している地方公共団体
 - ・対象経費：過去の更新投資状況等の資産資料の精査、資産に関するリスクの抽出・整理、更新投資計画の策定・更新、最適な官民のリスク分担や業務分担を検討 等

⇒約14億円（平成28年度第2次補正予算）

水道

- 導入可能性調査
 - ・対象者：水道コンセッション事業等の官民連携事業を検討している地方公共団体
 - ・対象経費：調査委託費 等
 - ⇒約1千万円 等（平成28年度当初予算）
- 更新投資
 - ・対象者：同上
 - ・対象経費：コンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用
 - ⇒約20億円（平成28年度第2次補正予算）

注 このほか、工業用水道についても導入可能性調査や更新投資に係る支援措置がある。

下水道

- 導入可能性調査、デューデリジェンス等
 - ・対象者：下水道コンセッション事業等の先導的な官民連携事業を検討している地方公共団体等
 - ・対象経費：調査委託費 等
 - ⇒約3.5億円（平成28年度当初予算）
 - ・対象経費：実施方針、募集要項等の作成
 - ⇒約3千万円（平成28年度当初予算）
- 更新投資
 - ・対象者：同上
 - ・対象経費：コンセッション事業の推進に資する施設耐震化等費用（重点的配分）
 - ⇒社会資本整備総合交付金等*の内数として実施

*平成28年度第2次補正予算金額は4,127億円

日本再興戦略2016 一第4次産業革命に向けて一（抄）

（成長戦略：平成28年6月2日閣議決定）

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

2. 未来投資に向けた制度改革

2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii）成熟対応分野で講ずべき施策

- ・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み(1)、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み(2)、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法(3)等について、水道法（昭和32年法律第177号）に規定することを検討する。



【制度改革に向けた主な論点】

(1)について

水道事業の認可について、現行制度を踏まえ、どのように考えるか。（次頁参照）

(2)について

現行制度においても、認可権者及び施設管理者双方から、適時にモニタリング等を行うことができるため、水道法に新たな規定を盛り込まなくてもよいか。

※ (3)については、議題「水道料金の適正化について」において、議論。

コンセッション制度利用時における認可に関する主な論点

現 状

- 水道事業は、国民生活にかけがえのない飲用に適する水の供給を行う公益性の高い事業であり、その性質上地域独占性が強くなるため、経営の認可権を原則、国に留保し、認可を受けた特定者のみに経営の特権を設定することを目的としている。

※行政法における「公企業の特許」（電気、ガス）に相当するもので、認可を受けた事業者は、その事業を遂行すべき義務を負い、任意にこれを休止・廃止できない性格のもの。

- このため、同一の給水区域に複数の事業認可を重複して与えることはできない（認可基準として、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないことを規定（水道法第8条））。



- コンセッション方式の導入の際には、当該地方公共団体は事業の廃止許可の申請を行い、経営主体となる運営権者は事業の創設認可の申請を行う必要がある。

主な論点

- 仮に地方公共団体が、例えば、災害時や施設の新設等の場面において、水道法上の権利・義務の一部を担う（民間事業者については、水道法上の権利・義務の一部が制限される）こととするコンセッション契約が結ばれた場合、水道法上の責任を認可主体（民間事業者）に限定することについて、どのように考えるか。
- 仮に水道法上の責任を両方で分担することを可能とする新たな制度を設けることとした場合、責任関係が不明確になることも想定されるが、水道事業の一体的な実施の観点から、どのように考えるか。
- 運営権者の不測の倒産時等における水道事業の継続性確保の観点から、どのような認可制度が考えられるか。

○水道法（抄）

（事業の認可及び経営主体）

第六条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

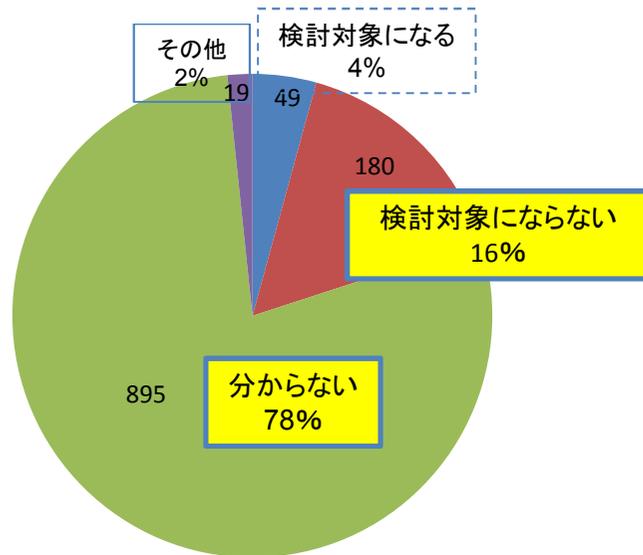
2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

官民連携（コンセッション事業）に関するアンケート調査結果

○水道事業の統合と施設の再構築に関する調査（平成27年3月公表）

官民連携や広域化等の取り組み状況や課題を把握し、今後の促進方策の検討に活用することを目的として、水道事業者等（全国約1500事業者）を対象にアンケート調査を実施。

【問】 今後のコンセッション事業導入検討の可能性について



水道事業者へのアンケート結果（平成27年1月調査）

■ 「検討対象にならない(16%)」と回答した水道事業者等の理由

- ① 必要性を感じない
- ② 広域化を進めるべき
- ③ 事業規模が小さい、受け手（民間）企業がない
- ④ 職員の技術力低下の懸念
- ⑤ 先行事例がない
- ⑥ 料金設定などへの抵抗感

■ 「分からない(78%)」と回答した水道事業者等の理由

- ① 先行事業体の動向が不明（導入事例なし）
- ② リスク面での不安
- ③ 制度の理解力不足（情報不足）
- ④ 水道事業継続性確保への懸念
- ⑤ 民間事業者の能力（緊急時への対応力への懸念）

■ 「検討対象になる(4%)」と回答した水道事業者等で、検討を進めるうえで重要事項と考える点

- ① 先行事例の情報
 - ② 検討に要する費用（委託業務費）の確保
 - ③ 検討する職員の体制や時間の確保
- ※①～③で7割以上

水道事業における第三者への業務委託の概要①

- 従来の水道法においては、水道事業者による法的責任を伴う第三者への業務委託が想定されていなかったことから、水道事業者が自らの責任において、適正な管理を維持していくための選択肢が必ずしも十分ではなかった。
- このため、平成13年の水道法の改正において、特に中小の水道事業者にとって技術的に困難となりつつある浄水場の運転管理、水質管理等の技術上の業務を、技術的に信頼できる第三者に委託して適正に実施できるようにすることによって、水道事業者における管理体制強化の選択肢の充実を図った。

○水道法（昭和32年法律第177号）（抄）
（業務の委託）

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

3 第一項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。

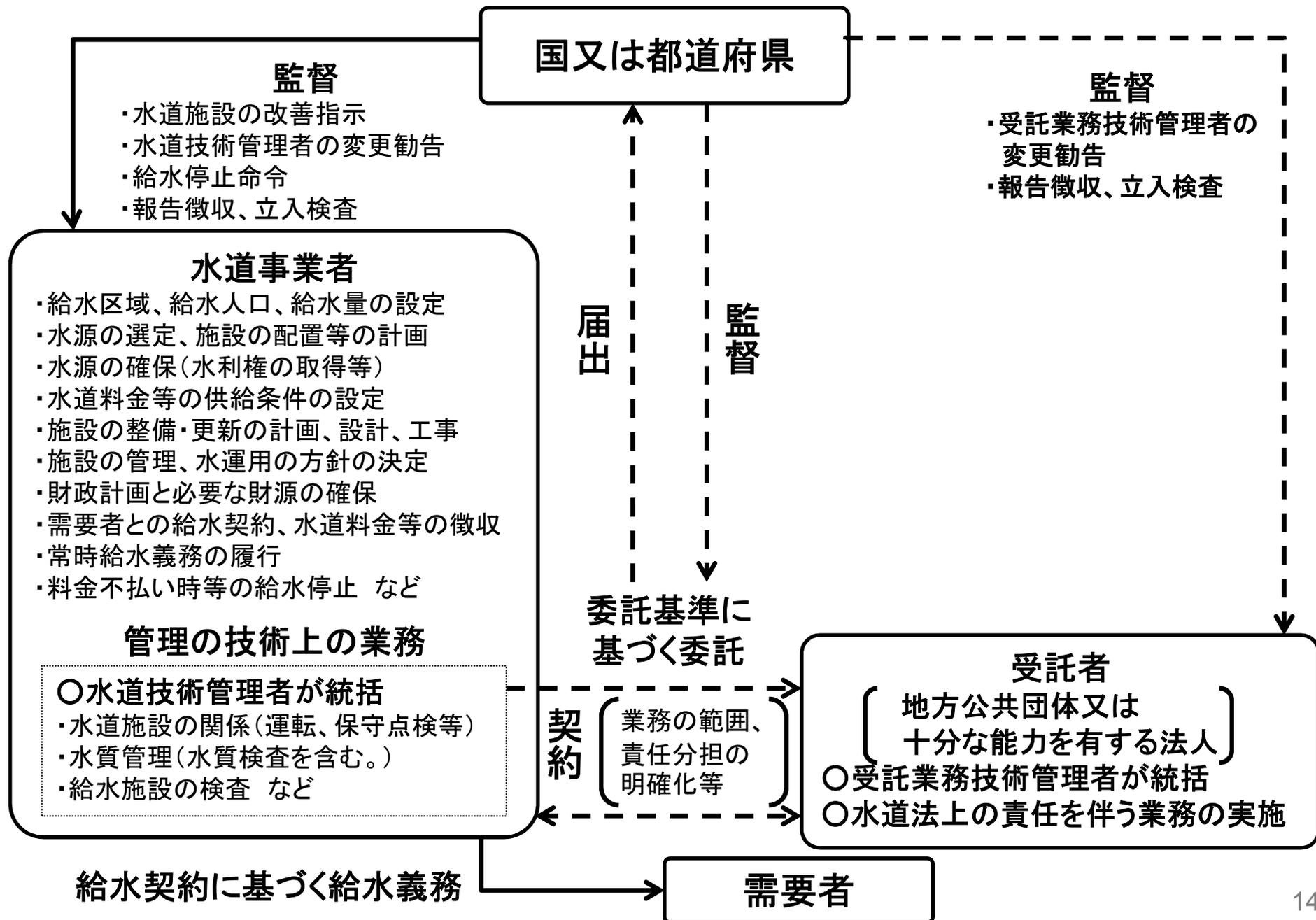
4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二号まで、第二十三条第一項、第三十六条第二項並びに第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合には、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

水道事業における第三者への業務委託の概要②



認可権者による監督等と施設管理者によるモニタリング等

■水道事業においてコンセッション制度を導入する場合、民間事業者(運営権者)は、国又は都道府県(認可権者)から、水道法に基づく認可が行われることにより、国又は都道府県及び地方公共団体(水道施設の管理者)の双方から、運営権者に対して、監督、モニタリング等が行われることとなる。



(水道法に基づく監督等)

- ・水道施設の改善命令
- ・水道技術管理者の変更勧告
- ・給水停止命令
- ・報告聴取、立入検査
- ・認可の取消し

(PFI法に基づくモニタリング等)

- ・業務・経理の状況に関する報告聴取
- ・実地調査
- ・必要な指示
- ・公共施設等運営権の取消し
- ・運営権行使の停止

(※)特に事業開始初期における水道法に基づく報告の徴収については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。PFI法)に基づくモニタリングと併せて実施することを想定している。

水道法に基づく水道事業者等への立入検査の概要

1. 目的

■水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保すること。

2. 主な内容

■主として水道関係法令、通知による指導等の遵守状況を検査する。

■具体的には、以下の項目について、水道の管理に関する技術上の責任者である水道技術管理者を立会人として、適切に実施されているのかを確認する。

- ・ 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- ・ 認可(変更認可)や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- ・ 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- ・ 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- ・ 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- ・ 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- ・ 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- ・ 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- ・ 資源の有効利用及び環境保全対策の実施状況 等

■立入検査終了後、検査内容について講評を行うとともに、後日、講評内容の重要性や法律との整合性等に応じて文書指導・口頭指導を行い、その改善状況について報告を得る。

3. 頻度

■コンセッション制度利用時については、事業開始後1年目及び3～5年目毎(重点的)に実施を想定。

(参考)PFI法に基づくモニタリングの概要

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針三4(抄)

- (3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。
- (イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
 - (ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
 - (ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書(選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。)の提出を定期的に求めることができること。
 - (ニ) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
 - (ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
 - (ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

日本再興戦略2016 一第4次産業革命に向けて一（抄）

（成長戦略：平成28年6月2日閣議決定）

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

2. 未来投資に向けた制度改革

2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii）成熟対応分野で講ずべき施策

- ・ 水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。



平成29年度税制改正要望において、公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設を要望することとしている。

公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設（法人税、法人住民税、事業税）（内閣府と共同要望）（案）

1. 要望の背景

- 官民連携に関して、水道は、公共施設等運営権制度(コンセッション制度)を活用したPFI事業の重点分野となっている。
 ※ コンセッション制度：PFIの一類型で水道資産（施設）を自治体が所有し、自治体との契約により、民間事業者が水道事業の運営権を獲得する制度
- 一方で、コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業又は水道用水供給事業を実施する場合、契約期間の満了時までに負担する償却費（更新投資に係る費用）が事業期間後期に向けて逡増するため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題があることから、準備金の積立て及びその税制上の特例措置により、契約期間内の費用負担の平準化を図る必要がある。

〈参考図（運営権者の収支試算例）〉

※例)過去の建設費用等を運営権対価に含める場合の考え方



【日本再興戦略2016(平成28年6月2日 閣議決定)抄】

○2-3. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)

《KPI》「10年間(平成25年度～34年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」

⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、2.4兆円(2016年3月時点の数値)

ii)成熟対応分野で講ずべき施策

(略)

➤ 水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討

2. 要望の内容

- 水道事業及び水道用水供給事業におけるコンセッション制度の活用促進を図るため、逡増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、**民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。**